

新生児里親制度 Q&A

Q 子供を育てた経験がありませんが、大丈夫でしょうか？支援はありますか。

A 児童相談所や関係機関がチームとなって、養育に関することの全般や、養子縁組の手続などについて、一緒に考え、サポートします。

Q 夫婦共働きでも、新生児里親になることはできますか。

A 夫婦共働きであっても、新生児里親として登録し、委託を受けた里父母さんは多くいらっしゃいます。

新生児のご紹介後は、里親が新生児と十分な時間を過ごせるよう、生活環境を整える必要があるため、あらかじめ職場へ相談しておくなどの事前準備を進めていただくようお願いしています。

なお、委託開始から 6 ヶ月間は、里父母のいずれか一方が家庭において新生児の養育に専念していただく必要があります。

Q ベビー用品は、あらかじめ準備しておいた方がいいですか。

A 新生児里親は、児童相談所から新生児の紹介を受け、ご家庭に迎えるまでの期間が短いため、当面のおむつやミルクなどの消耗品の支給や、衣類やベビーベッド、バス用品などの貸し出しサポートがあります。

そのため、すぐにベビー用品を購入しなくても、生活できる仕組みとなっています。



東京都里親制度普及啓発キャラクター
「さとぺん・ファミリー」

キャラクターに込められた思い

ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育てをします。

ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育てをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いを込めています。

東京都の里親制度について

里親について詳しく知りたい方は、お住まいの地域を管轄する児童相談所にお問い合わせください。
申請要件などの詳細は、都のホームページでもご確認ください。

東京都里親制度



子どもと里親の暮らしを知るサイト Tokyo 里親ナビ

新生児委託事業で赤ちゃんを迎えた里親さんの体験談も載っています。ぜひご覧ください！

東京里親ナビ

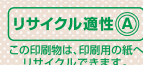


本制度に関するお問い合わせ先

東京都児童相談センター相談援助第一課
新生児委託担当 ☎03 (5937) 2313
東京都福祉局子供・子育て支援部
育成支援課里親担当 ☎03 (5320) 4135

登録番号 (7)135 令和 8 年 3 月発行

[発行元] 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 03-5320-4135
[印刷] シンソー印刷株式会社

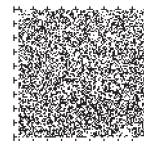


東京都の 新生児委託

東京都の里親制度



東京都では、特別養子縁組を必要とする新生児の、早期の委託に取り組んでいます。



東京都福祉局

東京都では、特別養子縁組を必要とする新生児の、早期の委託に取り組んでいます。

東京都の「新生児委託」は、家庭での適切な養育が望めず、特別養子縁組（※）が最善と判断される新生児期（生後28日未満）の赤ちゃんを、『新生児里親』として登録された里親さんと、できるだけ早期に結び付けることを目的とした制度です。

養子縁組里親とは。

様々な事情により、親元で暮らすことのできない子供を、自らの家庭に迎え入れ、家庭的な環境で育てているのが『里親』です。里親には、養子縁組を目的とせず、一定期間子供を預かり育てる『養育家庭（里親）』と、養子縁組によって養親となることを目的とする『養子縁組里親』があります。

東京都では、『養子縁組里親』として登録されたご家庭のうち、新生児のうちから赤ちゃんを養育することを希望し、一定の要件を満たすご家庭を『新生児里親』としています。



『新生児里親』は通常の養子縁組里親と何が違うのでしょうか。

養子縁組を目的として、子供を家庭に迎え入れていただくことは同じです。
通常の養子縁組では、候補児童と里親さんとの交流は、段階を経て行いますが、新生児委託は、里親さんに赤ちゃんをご紹介後速やかに家庭に受け入れていただけるよう、進めていきます。
また、生後半年間は、ご家庭で育児に専念していただく必要があります。



なぜ早期の委託が必要なの？

生後間もなくから特定の大人との間に愛着関係を築き、一貫した養育者のもと、安定した養育環境の中で成長することは、赤ちゃんにとって大切な経験です。
また里親さんにとっても、生後間もない時期に赤ちゃんとの出会い、愛着の基礎を築く生後半年までの期間を一緒に過ごせることは、その後の親子の信頼関係を築く上での大きなメリットになるものと考えています。

子どもが生まれてからの
人生のほとんどを知っている、
ということが、
親としての自信につながった。

家に赤ちゃんが来た後も、
スタッフが一緒に
育児について考えて
くれて、心強かった。

事前の研修で、
しっかり心の準備が
できた。

先輩里親さん
の声

※「特別養子縁組」
子供の福祉のために、養子となる子供の
実親（生みの親）との法的な親子関
係を解消し、養親になる方と、実の子
と同じ親子関係を結ぶ制度で、家庭裁
判所の審判により成立します。



新生児里親の要件

- 東京都の養子縁組里親として登録されている方
- ご夫婦共に45歳以下の方
- 赤ちゃんの性別を選ばず、社会的養護を必要とする新生児を受け入れてくださる方
- 赤ちゃんのご紹介後、速やかに新生児を受け入れる準備のできる方
- 委託後半年間は育児に専念できる体制が取れる方

新生児里親の登録手続き

前提として、東京都の養子縁組里親として登録をされていることが必要です（養子縁組里親の登録手続きと並行しての手続きも可能です）。
新生児里親になるためには、養子縁組里親の登録手続きとは別に、新生児里親になるための研修や面接、家庭訪問等があります。

里親の登録に関するご相談は、お住まいの地域を管轄する児童相談所が窓口となります。



新生児里親への支援

- 成長発達や子育て、養子縁組の手続など、児童相談所にいつでも相談できます。
- 赤ちゃんは、乳児養育の専門機関である「乳児院」から、里親家庭に迎えることになります。赤ちゃんとの交流開始時は、出身乳児院の専門の職員が中心となり、育児について一緒に考え、様々な場面でサポートします。